

冷戦構造の形成と崩壊（Ⅰ）

松 本 重 一

〈目 次〉序

- I. 戦後再編構想と米英の対立・協調
 - A. 「中立法」下のアメリカ
 - B. 「武器貸与法」(Lend Lease Act) の成立
 - C. 大西洋憲章、英米相互援助協定、ブレトン・ウッズ協定
- II. 戦後処理と冷戦構造の形成
 - A. 戦後処理と冷戦の萌芽
 - a. 対独分割占領と対日占領政策
 - b. 対独、対日占領政策の転換
 - 1. ドイツの東西分割と西ドイツの成立
 - 2. 対日占領政策の転換
 - B. 冷戦構造の形成
 - a. アメリカの世界戦略と東西の冷戦
 - b. 東西対立の経済機構
 - 1. 禁輸体制の形成
 - 2. 禁輸の弛緩と緩和

(以上・本号)

序

第2次世界大戦後の現代資本主義世界では、両大戦間以来の資本主義の国家的な、また国際的な組織化、統制管理化が、より一層すすむこととなった。その背景の一つは、一方で、両大戦間にソ連、モンゴルの2国にとどまった「社会主义」国が戦後には多数成立するとともに、社会主义圏を形成し、東西世界の対立関係がいわゆる冷戦構造として戦後の世界経済構造にビルト・インされるにいたったことと無関係ではない。しかし、この冷戦構造は90年代初めにいたって崩壊し、世界経済は「ポスト冷戦」期の「経済のグローバル化」・「大競争(mega-competition)」の過程へ移行したといわれる。

ここでは、この冷戦構造の形成と崩壊にいたる過程を概観する。ただし、対象がほぼ半世紀におよぶ長大な過程であるとともに、複雑な諸関係を内包するため、米ソの対立関係を中心にして時系列的にその経緯の概要をたどることにしたい。

I. 戦後再編構想と米英の対立・協調

A. 「中立法」下のアメリカ

戦後の世界は、アメリカの強大な軍事力、経済力を基礎として再編されることになるが、アメリカは第2次世界大戦下に早くも戦後構想の形成に着手することになる。したがってまず、大戦下のアメリカのビハイビアと戦後構想をみておくことからはじめねばならないであろう。

1939年9月1日、ナチス（国民社会主義ドイツ労働者党、NSDAP）・ドイツのポーランド侵攻によって第2次世界大戦は勃発した。第1次世界大戦後の対ソ「防疫線」・「緩衝地帯」としてあったポーランドに対するナチスの侵攻は、その1週間前に締結された独ソ不可侵条約と、独ソ両国によるポーランド・バルト3国を分割する付属秘密議定書を基礎としていた。これに対して9月3日、英仏両国はポーランドとの相互援助協定に基づき、対独宣戦布告

を行った。かくして第1次世界大戦の終結以来、20年余を経たに過ぎなかつた戦間期はここに終りを告げ、世界は再び大戦の渦中に突入するにいたつたのである。

いうまでもなく第2次世界大戦は、29年世界大恐慌と列強のブロック化政策による帝国主義的利害の激突を基礎としていたが、大戦後に世界の盟主となるアメリカは、大戦の勃発後いち早く「局外中立」を内外に宣言し（9月5日）、交戦国に対する「中立法」の適用を明らかにした。と同時に、みずからの大戦への参戦をいまだ見ずして、早くも戦後構想の形成に着手することになる。

アメリカ外交の伝統をなした中南米・西半球政策、そして極東政策、さらに対英政策の3体系をもつアメリカの対外政策は、大戦前、戦中のそれぞれの段階を通じて複雑に絡み合い、屈折しつつ推移した。

ナチス・ドイツの再軍備宣言が行われた1935年5月、アメリカは「中立法」を制定する。以後、孤立主義を掲げ、アメリカの「中立期」とも呼ばれたこの過程は、概して、ヨーロッパ情勢に対して「局外中立」を維持し、極東政策としては対日宥和政策と对中国援助の強化のうちに漸次、日米対立を深め、足元の中南米については、これをアメリカの勢力圏として確保すべく重心が置かれていた。

すなわち、すでに34年に金準備法の成立とドル平価の切下げとともに善隣外交・互恵通商法の締結をもってパン・アメリカニズム（汎米ブロックの形成）を展開していたアメリカは、36年には米州会議で米州諸国との集団安全保障体制を確立し、これらの諸国に対しては中立法の武器禁輸条項の適用を除外した。他方、極東方面においては、31年の日本の中国東北部（満州）軍事侵攻の開始に対する牽制の意味とニューディール外交の展開の一環として33年にソ連を正式に承認し、その後37年の日中全面戦争後には、日中両国への中立法の適用の除外と同時に、中国に対しては軍事援助、日本に対しては当初に宥和政策、のちに経済制裁をもってこれにあたった。

交戦国に対する武器・軍需品の輸出を禁止したアメリカの最初の「35年

「中立法」は、直接には軍事侵略の衝動を強める日・独・伊3国に対する武器流出の防止を目的としていた。だが、他方では、第1次世界大戦終結時の戦後対独賠償問題や英仏主導の戦後処理に対する自身の対応への反省に加え、30年代国内優先課題であったニューディール政策の推進、アメリカ自身の戦争準備の不足、また戦争への国民的統合の未完などを背景としていた、とされる。しかしいずれにせよ、つづく「36年中立法」では、参戦国への貸付禁止、スペイン内乱を背景とする「内戦」への適用など、制限条項が拡大され、上述のごとく米州諸国については禁輸措置が除外された。

そしてナチス・ドイツのラインラント進駐（26年ロカルノ体制の崩壊）や、イタリアのエチオピア併合、日本の中国侵攻の全面的拡大などがあいついだ37年の第3次中立法では、「36年中立法」を恒久化すると同時に、交戦国への「非軍需品」の輸出については、新たに「現金・自国船」主義（Cash and Carry）を採用した。「37年中立法」では、上述のごとく、日中両国に対しては適用が除外され、アメリカは、38年当初来のイギリスの対中援助（38年1月28日、英・仏・ソ連の対中「物資」援助開始）を通じるアメリカ製武器の中国への流出に加えて、同年末からはアメリカ自身が直接に対中援助を開始する（38年12月15日、対蒋介石政権援助クレジット2,500万ポンド設定）。そして、他方の日本に対しては、対日輸出・借款供与抑制措置を取ったのち、39年7月に日米通商条約の廃棄を通告、同条約は40年1月にいたって失効した。

ともあれ、日中全面戦争勃発後の37年10月、アメリカ大統領ルーズベルトはシカゴで「ファシズム」に対する「隔離演説」を行い、以後、中立法下のアメリカは、ニューディール政策の行き詰まりによる同年8月からの景気後退の進行と38年ナチス・ドイツのオーストリア併合（2月）、さらにミュンヘン会談（9月）をはさんだナチスのズデーテン占領（10月）など、世界状勢の急速な転変のなかで大々的な軍備の増強（38年5月、ヴィンソン海軍拡張・両洋艦隊法成立）と準戦時体制の構築へと向かうことになる。そればかりではない。すでに37年には、アメリカの（陸海）統合会議は、1904年日露戦争当時以来のアメリカの戦争計画「カラー・プラン」（英・独・日など仮想

敵国を色別に暗号化した戦争準備計画) のなかで、24年にいたって唯一完成した対日戦略「オレンジ計画」の再検討と対日臨戦準備を統合計画小委員会に対して指示し、ナチスのポーランド侵攻に先立つ39年2月には、新計画を承認発動するにいたっていた。

B. 武器貸与法 (Lend Lease Act) の成立

先述のごとく、大戦の勃発にあたってアメリカは直ちに局外中立を宣言し、中立法の適用によって交戦国に対する武器・軍需品の禁輸を行った。そして、一方でアメリカ自身の準戦時体制の編成に着手するとともに、アメリカ大統領ルーズベルトは39年11月、特別議会を召集して中立法の武器禁輸条項の撤廃を要請し、この結果、「現金・自国船」主義による交戦国への「武器輸出」を認めた第4次39年中立法が成立した。これによって、現金支払・自力運搬と引換えではあるが英仏両国に対して武器援助が可能となり、他方、ドイツ、イタリアは武器購入から事実上締め出され、中立法はここにその意義を全面的に失うことになった。アメリカは、事実上の参戦となった「宣戦布告なき戦い」の過程へ確実に第一歩を踏み出すにいたったのであった。

一方、アメリカ国務省長官コーデル・ハルは、大戦勃発当日、国務省幹部緊急会議を召集し、9月16日に特別補佐官レオ・パルボルスキーに戦後計画の予備的検討を指示するとともに、12月7日、パルボルスキーの提案に沿って国務省内に「対外問題に関する諮問委員会 (Advisory Committee on Problems of Foreign Relations)」を設置した。国務次官ウエルスを議長とするこの委員会は、戦後の世界秩序の基礎となる基本的な諸原則をサーベイするものとし、下部に政治、軍縮、経済の各小委員会が置かれ、なかでも経済問題小委員会は40年1月3日、作業計画を提示して戦後世界経済秩序の性格とその実現のための政策など、今後の検討課題を明らかにした。

しかしナチス・ドイツのポーランド侵攻以後、「奇妙な静けさ」にあったといわれる大戦の様相は、40年1月以降一変した。スカンジナビア諸国への侵攻に始まり、フランスの潰滅、イギリス軍のベルギーとの国境・フランス

領ダンケルクからの撤退とドイツ空軍の英本土への空爆など、ナチスによる北部・西部戦線の電撃的展開によって西ヨーロッパ全域は一気に席巻された。12月9日には、存亡の淵に立ったイギリス首相チャーチルの対米援助要請が行われる。

すでに40年9月には枢軸国側に日独伊3国同盟が成立をみていたが、ルーズベルトはチャーチルの要請を受けて12月29日、「民主主義の偉大な兵器廠」演説を行い、年明けにアメリカ外交の決定的転機となった41年の年頭教書・「四つの自由」演説とともに、武器貸与法案（Lend Lease Act）を議会に提出した。そして国務省内には、新たに戦後政策の立案にあたる「特別調査局（Division of Special Research）が設置されることになった。

周知の「四つの自由」演説は、戦後の世界秩序は言論・表現の自由、信仰の自由、欠乏からの自由、恐怖からの自由の基礎の上に打ち立てられねばならないとし、連合国側に対する武器貸与法の制定を示唆し、同時に戦後世界再編の基本理念として以後の大西洋憲章、IMFなど戦後世界への構想・立案の基調をなすこととなった。もっともそれは、1899年米国務長官ジョン・ヘイの英、仏、独に対する対中国「門戸開放宣言」、さらに第1次大戦終結直前のウイルソン14カ条講和条件の提唱など、後発したアメリカが伝統的に世界へ提起しつづけた「門戸開放」・「機会均等」主義、「自由・無差別」主義を、第2次世界大戦下の新たな情勢のもとで改めて言い換えたものであったともいえよう。

ともあれ武器貸与法案は、41年3月8日、11日に上、下院においてそれぞれ可決され、成立をみた。この法律により、大統領がアメリカの国防上必要であると認めた場合、他の現行法律の規定に抵触する場合でも、国防のためあらゆる武器を外国に供与し、かつその条件を決めることが出来ることになった。武器貸与法の成立は、第1次世界大戦時と同様にアメリカ経済にとってもきわめて重大な意義をもつものとなった。アメリカはこののち、ソ連をはじめ、ヨーロッパ諸国との援助協定を相次いで取り結び、大戦の終結段階では、世界の工業生産、貿易量、金保有高の60%～70%を集中するにいた

る根本的契機の一つをなすこととなったのである。戦争もまた、いわゆる「不均等発展」の契機の一つにほかならない。ともあれ、武器貸与法の成立は、アメリカの事実上の参戦をさらに一歩進めるものとなったが、これに続いて、ルーズベルトは5月に国家非常事態宣言を発し、6月にナチス・ドイツが独ソ不可侵条約を破ってさらにソ連へ侵攻した翌7月には、米軍がアイスランド進駐を開始し、8月にはチャーチル英首相とともに反枢軸戦争協力を内容とした大西洋憲章を発表する。そして12月7日（日本時間で8日）、6月に始まった日米交渉の最終局面での日本の突然のハワイ真珠湾攻撃によって、アメリカは日本、ドイツとの全面戦争に突入するにいたったのであった。

C. 大西洋憲章、英米相互援助協定、ブレトン・ウッズ協定

戦後構想の理念ともなった大西洋憲章は、1941年8月12日、ルーズベルトの提案によって持たれたニュー・ファウンドランド沖の洋上会談における米英首脳の合意にもとづいて発表された。会議は、米英両国における共通の戦争目的についてその一般原則を定める共同声明の起草を目的に持たれ、当初、武器貸与その他の戦後処理問題の検討を課題とし、だが結局、論議は戦後世界の経済政策、すなわちアメリカにとって大英帝国ブロック解体に関する問題に集中して行われることになった。

当初の草案5条項のうち、最大の問題となったのは第4条項であったが、イギリス側のあいまいな回答表現に対してアメリカ側が修正案を提示したが、イギリス側は、通商上「差別することなく」というこの文言はオタワ協定に抵触することを指摘し、本国ならびに英連邦自治領の承認を得ることは困難であるとして当該文言の削除を求めた。

アメリカのかかげる「自由・無差別主義」が英連邦特惠関税制度の解体を意図していたことはいうまでもないが、交渉の結果第4条項は、英帝国特恵制度を容認する条文となって終わり、イギリスの意図が貫徹されることになる。

8月12日米英両国の合意に達した大西洋憲章は、2日後の14日に公表され、

以後、9月24日ロンドンでの同盟会談においてソ連政府の同意を得、さらに翌42年1月1日、英米ソを含む26カ国からなる「連合国共同宣言」において賛意が表明された。大西洋憲章はここに、連合国側のよって立つ共通の戦争目的として認識されることになる一方、戦後世界の再編に関する米英両国の政策目標の相違が表面化することになったのであった。

ついで、英帝国特恵制度に関して英米相互援助協定に移ろう。

同協定は、アメリカの武器貸与法にもとづく武器貸与物資の供給についての原則を規定する目的で、42年2月23日、米英両国との間で調印された。元来、武器貸与法は、第3条2項で「合衆国に対する報償は、大統領が適當と認める同種物品または財産、あるいは他の直接の利益による支払いとすることができる」とした決済条件を規定し、アメリカ側が41年7月、イギリス側に提示した協定草案の第7条がいわゆる「見返り条項」であり、援助の見返りとしての「利益になるもの」とは、「差別の撤廃」、具体的には英連邦特恵関税制度の撤廃にはかならなかった。だが、イギリス側代表のケインズはこれを「ハル氏の狂気じみた提案」だとして、その受入れを拒否する。

アメリカ側は当初の草案の後半部分を書き換え、譲歩するが、にもかかわらずイギリス側は、アメリカの妥協案には依然として「差別撤廃」の文言が残っており、武器貸与を取引の道具にして帝国特恵制度を放棄させようとするアメリカの要求には絶対に同意できない、との強い態度を固執し続けて結局、42年2月23日、第7条の修正条項を含む英米相互援助協定が調印された。

戦時の武器援助を好機として、1932年以来維持されてきた英連邦特恵関税制度を解体し、戦後世界におけるアメリカ優位の条件をつくり出そうとしたアメリカの政策意図は、イギリスの強硬な抵抗にあって、ここでもまた挫折を余儀なくされることとなったのである。

しかし、こうした経緯の上で43年3月、戦後世界経済にドルが唯一の基軸通貨となることを嫌ったともいわれるイギリスは、早期より検討してきた戦後の国際通貨・金融制度に関する国際清算同盟案（Proposal for International

Clearing Union)、いわゆるケインズ案を発表する。ケインズ案は、国際通貨バンコール (bancor) を創造し、これをもって国際決済にあてようとしたものであったが、アメリカは直ちに反撃し、翌4月に連合国国際安定基金案 (Proposal for an International Stabilization Fund of United and Associated Nations)、いわゆるホワイト案を発表してこれに対抗した。これに対して、カナダより折衷案でもある国際為替同盟案 (Proposal for an International Exchange Union) が提案されることになったが、この英米案とカナダ案の3案を中心に翌42年7月、アメリカ・ニューハンプシャー州のブレトン・ウッズで連合国通貨金融会議、別称ブレトン・ウッズ会議が持たれることとなった。会議は、前年9月に行われた米英の予備会談で国際流動性そのほかの点をめぐって、時にケインズとホワイトの罵声や一方の退席をみたほどの白熱した対立点がかなり持ち込まれ、紛糾したといわれるが、最終的には戦後の37.5億ドルの借款供与と帝国ブロックの解体を内容とする英米金融協定の締結を代償に英米間に妥協が成立した。この結果、ドルが一元的に支配する国際通貨基金・IMF協定と国際復興開発銀行・IBRD (International Bank for Reconstruction and Development) 協定がブレトン・ウッズ協定として成立をみることになった（正式の発足は47年3月）。長期間を要したアメリカの戦後構想の意図の一端がここによく貫徹されることになったのである。なお一方の課題であった戦後国際通商制度に関しては、ITO構想の流産したあと、GATT (暫定) 協定として48年3月に発足する。

[参考文献]

- ウイストン・チャーチル、毎日新聞社翻訳委員会訳、『第二次大戦回顧録』第11巻、第4章、毎日新聞社、1951年。
- Gardner, R. N., *Sterling-Dollar Diplomacy : The Origins and the Prospect of our International Economic Order*, 1969. ガードナー『国際通貨体制成立史』上巻、村野孝・加藤正一訳、東洋経済新報社、1973年。
- 五百旗頭 真『米国の日本占領政策』上巻、中央公論社、1985年。

大蔵省財政資料室編『昭和財政史—終戦から講和まで—第3巻 アメリカの対日占領政策』東洋経済新報社、1976年。

大内 力「後編 第一章 第二次大戦の帰結とその展開」『世界経済論』東京大学出版会、1991年。

II. 戦後処理と冷戦構造の形成

A. 戦後処理と冷戦の萌芽

a. 対独分割占領と対日占領政策

戦後の世界は、死傷者数、直接戦費とも第1次世界大戦の数倍以上にも達する未曾有の大戦がもたらした経済的荒廃と戦後危機のなかで、結局、冷戦の激化と東西対立のもとにアメリカの強大な経済力、軍事力を基礎として再編されることとなった。戦後世界の構造を半面で規定するにいたった米ソそれぞれを軸とする東西の冷戦と対立の構図は、どのような経緯をとって形成されたのであろうか。その政治的・経済的プロセスの概要をみてみよう。

ドイツの降伏直前の1945年2月4日－11日、ソ連領黒海沿岸のクリミヤ半島のヤルタで、戦後構想を最終的に確立する米英ソ3国首脳会談が開催された。会談では、(1) ドイツの戦後処理問題（ドイツの無条件降伏・非軍事化、分割占領地区・管理機構の決定、賠償原則）、(2) ポーランド国境問題、(3) 「ヨーロッパ解放地区」（枢軸国側のハンガリー、ブルガリアなど）問題、(4) 国連創設とフランスの安全保障理事会入りおよびドイツの分割占領への参加、などが対立をはらみながらも妥協、決定され、戦後世界の体制的枠組みに関する基本的諸協定（米ソ秘密会議による旧ロシア領土・勢力圏の回復を条件とするソ連の対日参戦秘密協定を含む）が成立をみた。

「ヤルタの決定」は、大国による戦後世界の分割とも、また「普遍主義」、「無差別・多角主義」を標榜するアメリカの、対ソ宥和を特徴とした大国間協力政策を基礎としたものともいわれた。しかしアメリカの国内では、すで

にモスクワでのチャーチル・スターリン会談（ハリマン駐ソ米大使同席。44年10月9日－20日）による英（チャーチル）・ソ（スターリン）協定の成立を契機にして、東部諸州の資本家層を背景にした反ソ反英の、しかしそ後の経過とともに反ソに収斂する「新国際主義」の論調が抬頭していた（45年1月、バンデンバーグ上院議員の孤立主義放棄演説）。

英ソ両国の双方によってバルカン・東欧諸国の勢力分割を行ったチャーチル・スターリン協定（英米でギリシャ90%、ユーゴスラビア、ハンガリーは英ソ双方で50%ずつ、ソ連がルーマニア90%、ブルガリア75%）は、イギリスのバルカン・東欧勢力圏回復の意図とソ連のナチス・ドイツに対する大反攻の予想外の進撃速度を前にして、急拠、英ソ間に協定された「作戦範囲」（ギリシャとユーゴスラビアはイギリス、ルーマニアとブルガリアはソ連）の確定を基礎としていた。

1945年春、ドイツ軍の西部、東部の各戦線は、米英仏連合側とソ連軍の進撃の前に敗色がほぼ決定し、4月中旬には崩壊した。そして4月30日のヒットラーの自殺、5月2日の首都ベルリンの陥落などを経て、5月7日と8日、ドイツは北フランスのランスおよび首都ベルリンで米英仏3国とソ連へそれぞれ全面・無条件降伏した。ドイツの中央政府は消滅し、その国家主権は失われたが、連合国側は降伏文書の調印をドイツ側軍代表にのみ限定し、ドイツは米英仏ソ4国によって完全分割占領されるとともに、軍政の直接統治下に置かれた。

ドイツ降伏1ヵ月後の6月5日、4国最高司令官はドイツの主権掌握に関するいわゆるベルリン宣言を発するとともに、ドイツの4占領地帯（西北部イギリス、西部フランス、西南部アメリカ、東部ソ連）への分割とベルリンの共同占領、ドイツ管理理事会およびベルリン管理委員会の設置、また主権行使に関して、本国政府の訓令にしたがった各占領地帯での各国の個別行使とドイツ全体の問題に関する場合の共同行使などを確定した。

これより先、ドイツの無条件降伏後、チャーチルは直ちに、ルーズベルトの死去後米大統領となったトルーマンに宛てて、鉄のカーテンが「かれらの

戦線」に下ろされたとする「鉄のカーテン」電報を打電するとともに、ヤルタの決定を受けた戦後処理の実施のための3大国会談を提唱し、7月にいたってベルリン郊外のポツダムに米英ソ3大国ポツダム会談が開催された（7月17日—8月2日）。会談の結果、講和・領土問題処理のための中国、フランスを加えた5カ国外相理事会の常置が決定されるとともに、第1課題としてあったドイツの処理・統治については、（1）ドイツ東部国境の暫定的確定（ポーランドの西部国境線としたオーデル・ナイセ両河のポーランドによる暫定的管理）、（2）ドイツ賠償を現物賠償とする賠償原則、（3）ドイツの非軍事化・非ナチ化・民主化と当分期間の中央政府の存置の否認、（4）ドイツ領土の「単一経済単位」としての取扱いと連合国共同政策の確立などを内容とした対独「ポツダム宣言」を会談最終日に発した。と同時に一方で、とくに賠償問題をめぐってソ連との間に明確な対立が生じていた米英側は、アメリカにおける「原爆」開発成功（7月16日）の打電を受け取ったのちの7月26日（7月24日、アメリカは対日原爆投下を指令）、ソ連に対する米英側の巻き返しともいわれた対日「ポツダム宣言」（対日無条件降伏勧告）をソ連に対しては事後通知で行った。

いずれにせよ、ドイツに関する戦後処理方針と共同管理体制はここに確立され、8月末には最高機関としてのドイツ管理理事会が発足し、9月以降この基本政策に沿った具体策が漸次推進されることとなる。連合国対独基本政策の具体化は、ナチス分子の追放や党と全組織の解体、戦犯の訴追、軍需部門コンツェルンの資産接收、土地改革などについて相次いで明らかにされていったのであったが、しかし各国の軍政機構や賠償撤去、また財閥の解体などの具体的な占領政策の推進は一様ではなく、各占領地域で相当の相異をみたといわれる。

本来、ドイツの分割占領にあたった各国の当初のドイツ処理構想には、（1）ブレトン・ウッズ会議議長でもあった米財務省長官モーゲンソーの手によるいわゆるモーゲンソー・プランを基調としていたとされるアメリカ、（2）伝統的なヨーロッパ大陸均衡政策の上に立っていわゆるマルキン委員会による

「賠償」と対照的「経済的安全保障」を中心に検討してきたといわれるイギリス、(3) また、2度の大戦に侵略を許したドイツの徹底した分割と弱体化を基本とし、ドイツ軍事工業の中核をなしたルール重化学工業地帯の国際管理を構想したフランス、(4) さらにスターリンによって構想されたといわれる「スカンジナビア諸国から中欧を経て、西バルカンの一帯とイタリアまで」の広範な地域を「緩衝地帯」として設定するとともに、ナチス・ドイツによって国土を徹底的に破壊された戦後ソ連の経済復興に直結する賠償の獲得を基本原則とし、同時に縮小されたドイツ国家の再建を追及しようとしたソ連の場合など、さまざまな相異が所在した。しかし占領政策の実施にあたっては、米英仏3国間で賠償撤去などのクルップ、I.G. フアルベンなどドイツ重化学工業の破壊については濃淡の差が生じたものの、他の事項についてはほぼ共通の形となったのに対し、体制的原理の相違するソ連の占領政策は、ソ連体制に沿って進められるとともに、すでに対立を杯胎せしめていた賠償問題に関しては、その撤去と取立ては徹底をきわめた。

ソ連の占領政策は、まずナチス分子戦犯の追放処罰や財産の没収、ユンカーラーの解体・土地改革などを徹底して遂行する一方、KPD、SPDなどの政党(46年4月、両者は合同してドイツ社会主義統一党SEDとなる)や労働組合の許可とそのもとでの州政府、中央行政機関、州中央銀行などの諸機構を樹立させ、間接占領方式への移行を矢継ぎ早に推進した。と同時に大企業の解体と、対連合国賠償200億ドルのうち、100億ドルといわれたソ連の賠償要求に関連して、軍需・その他重要産業の大企業の無償没収と生産設備の賠償撤去を強硬にすすめるとともに、企業国有化や没収基幹企業のソビエト所有企業化(SAG : Sowjetische Aktien-gesellschaften. 53年以降、東独へ有償返還)、およびその生産物の「生産物賠償」としての引取りすら行ったのであった。

一方、広島、長崎への人類史上最初の原爆投下とソ連の対日参戦の衝撃のなかで敗戦にいたった日本帝国主義の解体と、それを軸とするアジア・太平洋地域の再編・処理問題は、ヨーロッパおよびアジアそれぞれにおける大戦の過程と連合国間の利害の錯綜の相違によって、日本はドイツとは対照的に

ソ連の対日占領参加の要求を拒絶したアメリカによる事実上の単独占領を受け、間接統治方式によるその占領政策のもとにおかれることになった。

アメリカの対日初期占領政策は、最終的には、1945年9月6日の「降伏後における米国の初期対日方針」(以下「初期方針」と略称)としてまとめられたが、この「初期方針」は、ポツダム宣言における連合国共同行動理念にくらべて、「連合諸国間に意見対立が生じた場合には、米国の政策が効力をもつものとする」とし、アメリカの主導的立場と利害をきわめて明確に打ち出したものとなっていた。

「初期方針」に示される政策は、これまでの日本資本主義、日本帝国主義を弱体化し、「非軍事化」「民主化」するものとして、(1) 軍事機構・治安機構の解体、(2) 財閥解体、(3) 農地改革、(4) 労働改革(労働3法の制定)などを主要な柱としていた。

初期の占領政策はまず、上部に極東委員会(在ワシントン)、対日理事会(在東京)を置いた連合国総司令部(GHQ)による日本の陸海軍の武装解除およびすべての軍事機構の廃止指令として表われ、A級戦犯容疑者の逮捕指令は193名によよぶとともに、特高警察など治安機構の解体は10月に完了した。

ついで財閥の解体については、政府の財閥解体案(特殊会社の解体、財閥家族の企業支配力の排除、株式所有の分散化の三点を内容)に基づき、持株会社整理委員会による46年9月の持株会社の第一次指定から、47年9月の第五次指定までに持株会社の指定は、四大財閥を筆頭として83社に及んだ。財閥家族の企業支配力の基礎となる有価証券も同委員会によって売却処分され、企業への支配は、ほぼ完全に排除されるにいたった。これに加えて、47年には独占禁止法(3月)、過度経済力集中排除法(12月)の二つの法案が成立し、この集排法による企業の指定は、合計325社において、各部門の大企業のはとんど全部を網羅していた。

また戦前の日本の農業構造を解体する農地改革は、他の改革に比してもっとも徹底して行われた。

45年10月に閣議決定された農林省原案の農地調整法案（第一次農地改革案）はGHQの承認するところとならず、立案を付託された対日理事会の英國案をもとにして46年10月、自作農創設特別措置法と農地調整法改正案が成立し、この二つの法案に基づいて、47年春から49年秋にかけて農地改革が実施されることになった。

さらにまた、戦前の無権利状態に終止符を打ち、労働者の民主的解放を保障するものとしたいわゆる労働3法は、46年労働関係調整法、47年労働基準法、そして49年に労働組合法として成立した。

一方、これより先、日本の降伏直後の45年9月、ロンドンで7月のポツダム会談で決定された戦後最初の5大国（米、英、ソ、仏、中）外相会議が開催された（9月11日－10月2日）。会議は旧枢軸5カ国（イタリア、フィンランド、ルーマニア、ハンガリー、ブルガリア）に対する講和条約案の起草を主要な課題としていた。だが、米英など西側とソ連の対立によってたちまち行き詰まりを生じた。この間の対独レジスタンス勢力を基礎とするソ連軍占領下の東欧諸国解放の進展と親ソ政権の成立を反映して、米英側がブルガリア、ハンガリーなどの現政府の承認を拒否したのに対し、ソ連は北アフリカ・旧イタリア植民地の信託統治化、トリエステ市の帰属処理、また日本占領への発言権などを要求し、会議はみるべき成果なく閉会された。

米英とソ連の対立は、全体として表面化するにいたったが、しかし、つづくモスクワで開催された米英ソ3国外相会議（12月16日－26日）では、妥協が成立した。会議では、5カ国講和条約の起草方式を決定したのち、（1）ルーマニア、ブルガリア両政府の改組を条件とした承認、（2）朝鮮における米ソ共同委員会の設置と両国占領地域の統合および臨時政府の樹立、（3）中国への内政不干渉（国民党政府下の民主的統一政府の樹立と米軍の撤退）、（4）米英ソ中対日管理委員会の設置、（5）原子力平和利用の特別委員会の設置などの点で合意をみた。（1）と（5）を除けば、いずれも極東問題であったが、少なくともロンドン外相会議に比較すれば、協調が目立つこととなった。

しかし翌46年に入るやいなや、米英とソ連の対立は、再び険悪さを増す

ことになる。ロンドンの国連初総会（1月10日－2月14日）の安全保障理事会で、イラン問題をめぐってソ連による拒否権が発動（ソ連は結局、5月にイランより撤兵。また旧日本の発電所設備など生産諸施設を撤去して2月以来、問題となっていた満州からも5月に撤兵）されたのをはじめ、スターリンの演説（2月および3月）とチャーチルの3度目（第1回、ドイツ降伏時の「鉄のカーテン」電報、第2回、日本敗戦時のイギリス下院「鉄のカーテン」演説）の決定的なアメリカ・ミズリー州フルトンにおける「鉄のカーテン」演説（3月）との応酬がみられることになった。こうしたなかで、パリで長期におよんだ第3回の米英仏ソ4国外相会議が開催される（4月25日－5月15日、6月15日－7月12日）。会議の課題は5ヵ国講和条約問題、ドイツ処理問題であったが、しかし米英とソ連の激しい対立の繰り返しの上、会議は結局、1ヵ月の休会を余儀なくされることになった。

ここでこうした対立関係を反映する経済過程を概略、アメリカの対外援助でみてみよう。

アメリカの対外援助は、大戦中は武器貸与法による軍需物資供給とアンラ援助（46年末完了予定）によって構成されていたが、大戦終結直後（45年8月21日）に武器貸与法が廃止され、救済援助色の強いアンラ援助、ガリオア援助に代えて政府借款や、アメリカ輸出入銀行のクレジット供給など借款供与政策に比重が移りつつあった。政府借款の最初は、周知の英帝国ブロックの解体を条件とする英米金融協定の成立（総額37億5000万ドル、45年12月6日）であって、武器貸与債務約300億ドル以上を棚上げした大型借款であった。しかしこの借款は、戦後最初のポンドの交換性回復直前の47年6月までにはあらかた費消され、8月20日にイギリスは再び交換性停止に追い込まれるとともに、あうためてイギリスの経済力の喪失とヨーロッパのドルの選好の強さ、ドル不足を立証するものとなったのであった。

ついで、武器貸与債務に関しては戦後危機の渦中にあったフランスもイギリスと同様の解決が与えられたが、フランスはアメリカ輸出入銀行より最大の借款の供与を受け、また開業した国際復興開発銀行（International Bank for

Reconstruction and Development – IBRD) からは、47年に同行最初の借款（2.5億ドル）の供与を受けることになる。

しかしこれに対し、米英とソ連の対立が明確となった45年9月のロンドン5大国外相会議の段階で、ソ連の要望した対米60億ドル借款は、米英金融協定に関する米英経済会談が進行中のこともあって、結局、黙殺された。また、同じく先に指摘した翌46年3月のソ連の対米10億ドル借款要望覚書は、パリ4国外相会議が米英とソ連の激しい対立の末、休会となった5月に白紙還元された。さらに10月、アメリカ輸出入銀行の対チェコスロバキア5,000万ドル借款は、チェコスロバキアが解放のすすむ東欧諸国の1つであることを理由に打ち切られる。アメリカの対外援助は、冷戦的性格をしだいに強めつつあったのである。

ともあれアメリカは、ヨーロッパの政治的・経済的危機の進行を背景としてこのパリ外相会議の休会を契機にヨーロッパ政策の転換の徵候を見せ始めることになる。すなわち、(1) 対ソ10億ドル借款の白紙還元（3月、ソ連の10億ドル借款要望覚書）、(2) フランス総選挙を前にした米仏金融協定、13億7000万ドルの調印、(3) 対ドイツ政策の転換（「ドイツ連邦案」で米英一致）などをすすめるとともに、アメリカ国内では「4大国共同行動不能論、独自行動論」が強まり、アジアでは、対日理事会においてアチソン米代表が「日本にも共産主義は歓迎せず」を表明するにいたった。もっとも、6月に再開された同会議では米ソの歩み寄りがみられ、ソ連はイタリア植民地、トリエステ市両問題に大幅に譲歩し、妥協が成立するとともに、パリのヨーロッパ21カ国講和会議開催についても同意をみて、7月12日会議は閉会された。そして、これを受けて開催されたパリ21カ国講和会議（7月29日－10月15日）は、イタリア以下旧枢軸5カ国の領土、賠償、軍備、その他最惠国条款等に関して合意に達し、対5カ国講和条約を承認の上、閉会となった。

ヨーロッパの戦後処理と平和の確立にとって残されたのは、これまでほとんど進捗をみなかつたドイツ問題とオーストリア問題のみとなつたが、パリ21カ国会議半月後のニューヨークで、米英仏ソ4カ国外相会議が持たれ（11

月4日－12月11日）、この問題が取り上げられた。だが、実質的討議は行われず、翌47年3月10日モスクワで開く次回外相会議で、両国に関する講和条約草案に着手することの合意で会議は終わることになった。

b. 対独・対日占領政策の転換

1. ドイツの東西分割と西ドイツの成立

連合国（の）のドイツ処理構想と初期の占領政策は、徹底したドイツの非軍事化・弱体化政策を根幹としたものであったが、しかし未曾有の大戦による荒廃の上に進行したイギリスおよびヨーロッパ大陸全域における政治的・経済的危機と東ヨーロッパにおける「人民民主主義」諸国の成立の動きのなかで、結局、占領開始以後ほぼ1年半を経て早くも転換を余儀なくされることになった。

チャーチルのフルトン・“鉄のカーテン”演説（46年3月）によって東西対立の構図がより一層明確となるなかで、すでにドイツの第1次工業水準計画策定時（45年9月～46年3月）における米ソの対立や、アメリカ軍政府による対独賠償撤去の一時中断声明（46年5月）、さらに「一方的行動の序曲」ともいわれたパリ4国外相会議に対する米国務長官バーンズのドイツ問題関連提案（同5月）などによって転換の徵候を見せていたアメリカの対独占領政策は、46年9月（6日）、米占領地区におけるバーンズのシュツットガルト演説をもって決定的な転換をとげることとなった。バーンズによるシュツットガルト演説は、ドイツの復興が、ヨーロッパの早期復興の要であることを強調した上で、（1）ドイツ工業水準の引上げと生産物賠償の否定、（2）各占領地区の経済的統合の早期達成、（3）東部国境問題とルール、ライン左岸・ラインラント、ザールなどの分離および国際管理問題、（4）ドイツ中央行政政府機関と連邦制ドイツ臨時政府の樹立、（5）米軍駐留の継続などの諸点を骨子とともに、ルールの返還、中央行政機関の樹立、対ソ生産物賠償などの諸問題で仏ソの要求にそれぞれ反対の意を表明したものであった。と同時にこれによってアメリカは、たんにアメリカの対独占領政策の転換にとどま

らず、ドイツ復興——独仏提携——（西）ヨーロッパの復興という、戦後アメリカの包括的な対ヨーロッパ政策の体系的概要をも明示するものとなったのであった。

かくして、バーンズの言明によって公然化したアメリカ、イギリスの対独処理転換としての対ソ強硬政策は、他方のアジアにおけるアメリカの対朝鮮政策の進展と並行しつつ、以後、急速に具体化の過程をたどることになる。

事実上のドイツの東西分割の基礎となった米・英占領地区の経済的統合については、パリ4国外相会議決裂後の米・英軍政府の合意にもとづき、年末の12月には政府間の正式協定として調印され、統合地区の貿易復興に対する借款供与が発表されるとともに、翌47年1月より合同経済地域として発足した。またこれと合わせて、ドイツの通貨改革に関する米英仏3国協定の成立に加え、フランスの不安解消のための対独安全保障策として、英仏ダンケルク条約の締結（3月4日調印）が発表された。

47年当初、モスクワ外相会議へ向けた予備会議として、ロンドンに外相代理会議が開催（1月14日—25日）される。ここでは、対オーストリア条約案については、さしたる係争は生じなかったものの、ドイツに関しては、議事手続すら合意にいたらず、決裂した。

この間、会議の期間中、外部ではドイツの復興に対する上述したフランスの不安緩和のための英仏「ダンケルク条約」の締結（1月15日）、アメリカによるドイツ復興—ヨーロッパ復興—ヨーロッパ統合の図式の提示（同月18日）、さらに西ドイツの「ドイツ通貨改革」に関する米英仏3国協定の成立（同月21日）などがこれにつづいた。これらの事情は、上述したパリ4国外相会議休会中にみられたアメリカの政策転換の徵候がここに加速され、ひいてはドイツの国家的分割——東、西両ドイツの成立に連なる既成事実として積み重ねられていく諸事情にほかならなかつた。予備会議が、ドイツ処理に関して何らの合意をみるとことなく終わったのも、けだし当然といわねばならない。

モスクワ4ヵ国外相会議は、予定通り3月10日に開催（—25日）されたが、

会議の3日目にトルーマン・ドクトリンが言明された。トルーマン・ドクトリンは、巧みなイギリス（チャーチル）外交の展開のもとでイギリスのギリシャ問題をアメリカの反ソ反共の世界政策の問題へと押し上げることとなった。対ドイツ、対オーストリア講和条約の審議に入っていたモスクワ外相会議は、これによって破壊的な衝撃を受け、さきの予備会議と同様、みるべき成果なく閉会となった。

こののちアメリカは、さらにつづけてヨーロッパ復興に関するマーシャル・プランを提唱する。しかしマーシャル・プランの受入れをめぐるパリ・英仏ソ3国外相会議は、ソ連側の受入れ拒否によって決裂する。かくしてマーシャル・プランは、ヨーロッパおよび世界の東西分裂を決定づけ、ここにイギリスに代わって西側市場におけるアメリカの霸権を確立し、同時に東側に対立する東西冷戦・東西対立の構造を構築する最終因子となるにいたったのである。

イギリスに肩代わりし、ギリシャ・トルコに対する4億ドルの援助供与を宣言したトルーマン・ドクトリンは、アメリカの主導する全世界的な反共政策の本格的な展開を明確化し、つづくドルの大量散布によるドイツ・ヨーロッパ危機の克服とその復興のアメリカナイズを目指したマーシャル・プランの提唱は、トルーマン・ドクトリンと表裏一体のものとして、ヨーロッパ諸国に対する体制の選択を厳しく迫るものにほかならなかった。かくして、マーシャル・プラン討議に関する6月末のパリ・英仏ソ3国外相会議は決裂し、7月半ばにはソ連・東欧・フィンランドを除く西欧16カ国のみの欧州経済復興会議が開催され、復興討議のための協力委員会などが設置されることとなった。

マーシャル・プランをめぐる英仏ソ3国外相会談決裂の直後に、日・独賠償の打切り、ドイツ新工業水準の設定などの対外新方針を明らかにしたアメリカは、45年秋・46年夏の二度にわたる軍政府の要請によってかねてより課題とし、47年4月に改訂、着手した対独軍政新指令（ドイツ工業水準の引上げ、その他）を7月11日付で訓令した。そしてこれを受けた8月末の米英仏

ロンドン会談において、フランスの妥協の上に46年3月決定の第1次工業水準計画を緩和した改訂新計画（水準引上げ・賠償指定解除の結果、10月には賠償指定工場数は第1次計画に比べて半減）を発表し、実施に移すこととなった。こうして9月22日には、欧州経済復興会議は、マーシャル・プラン受入れに関する総額224億ドル、うち対米要求193億ドルの巨額に達する復興計画案を早くも決定するところとなったのである。

しかし、西側のきわめて急速な一方的行動の展開は、「蜜月」の破綻としてソ連側に同じく強硬な、選択の余地なき反撲作用を与えることとなった。

ソ連は、トルーマン・ドクトリン以降の過程においては、旧来の「緩衝地帯」構想に代えて、いわばソ連陣営の「地固め」をほぼパラレルに推進することとなった。マーシャル・プランに対応したパリ3国外相会談決裂後のいわゆる後述の「モロトフ・プラン」によるソ連・東欧および東欧諸国間の貿易協定の調印と援助供与の動き、さらに東欧・西欧（イタリア、フランス）9カ国会議によるコミフォルム設置の発表（10月5日）、そして最後に48年2月に始まるチェコの政変・「共産党」政権化の完了とバルカンソ連邦構想をすすめるユーゴーのコミニフォルからの追放（同年6月）として進行し、ヨーロッパはいまやここに明白に東西の二大ブロックへ分裂するとともに、残された課題はドイツの最終的処理のみとなった。

アメリカの主導する西ドイツ再建に関わる既成事実化の最終段階は、米英仏3国にベネルックス3国を加えた西ドイツ処理、ロンドン6カ国会議の開催と、つづく米英仏占領地区における通貨改革の実施にほかならなかった。

これより先、47年夏以降の過程では、ヨーロッパのいわゆるマーシャル・ギャップのなかで、のちにITO（ハバナ）憲章に代わって戦後の国際貿易機構となったGATT（暫定）協定が（10月）締結されるとともに、ドル・ポンド自由交換の停止、同年秋、冬（9月－11月）におけるイタリア、フランスの労働攻撃などに象徴される経済的、政治的危機の深化がすすむ一方、ドイツ問題に関しては、ヨーロッパ経済復興におけるドイツの取扱いをめぐってロンドン4国外相会議（11月25日－12月15日）が決裂した翌日、米英占領地区

の完全統合と大部分の英占領費のアメリカによる肩代わり負担に関する米英協定が調印され、さらに月末には、ルール炭のヨーロッパ各国向け輸出について米英仏3国間に協定が成立した。

こうした経過のなかで、米英仏3国は、西ドイツの処理について、アメリカの政策転換プランを「将来にわたっての（西側）全体のドイツ政策の基礎になるものとして承認」させることをも目的の一つとして、3カ月余におよぶロンドン6カ国会議（2月23日～3月6日、4月20日～6月1日）を開催した。

この場合、同会議に先立って米英両国は、前年6月末に設置したドイツ側機関の合同経済会議へ大幅に自治権を委譲してこれを改組し、第1回会議として米英仏3国のみによるルールの国際管理とドイツのマーシャル・プラン組み入れを決定した（3月6日）。そしてこのあと、（1）西ドイツ代表が戦後初の国際会議出席を果した第2次欧州復興会議の開催（3月15日）、（2）また英仏ダンケルク条約を改訂し、のちに米欧集団安保体制NATOの結成（49年4月4日）へと連なる「西欧連合」ブリュッセル5カ国条約の締結（3月17日）、（3）さらに米上・下両院のマーシャル・プラン計画可決（4月3日）、（4）マーシャル・プラン参加西欧16カ国と西側占領地区ドイツ代表による欧州経済協力機構OEECの設立をみた第3次欧州復興会議（4月16日）など、欧州復興に関する一連の決定がなされ、これを間にはさんで、ベネルックス3国が参加した後半の第2回ロンドン会議においていわゆる西独処理協定が成立することとなった（6月1日）。

戦後のドイツを、西ドイツとして再建する対独政策の路線転換を最終的に確定するものとなった西独処理協定は、ルールの国際管理をはじめ、ドイツ占領の継続、憲法会議の開催予定（9月1日）と連邦制の憲法作成基準、さらに米英仏占領地区的貿易統合と通貨改革などを骨子とし、6月7日、ロンドン会議コミュニケとして発表された。協定は、直ちにソ連の協定拒否が発表されたものの（6月16日）、米英仏3国はこれにつづいて3国占領地区の所定の通貨改革を直ちに実施に移すことになった。

ドイツ分割を実体的に決定化するこうしたデトロイト銀行頭取J・ドッジ

の手掛ける通貨改革に対抗して、ソ連は「ソ連占領地区と“大ベルリン”における独自の」通貨改革を23日に発令し、24日に実施するとともに、これを契機に「西ベルリンへの陸上交通、水路の完全封鎖」としてほぼ1年におよぶ“ベルリン封鎖”を断行し、ここに東西の対立と冷戦の激化を決定づけることになったのであった。

以上、こうしてドイツの東西分割処理と西ドイツ建設の既成事実化を最終的に完成させるものとなった通貨改革以後、西側3国は西独処理協定に残された課題を推進するのみとなった。

この間アジアでは、朝鮮半島が大韓民国（8月15日）、朝鮮人民民主主義共和国（9月9日）の成立によって南北に分断される。ヨーロッパでは、ヨーロッパの統合を展望する一環となったルールの国際管理について、国際管理機構の設置が12月8日に決定され、49年4月（28日）に協定が成立した。さらに同年4月にはNATOが結成される一方、フランス占領地区が合同した3国占領地区の完全合同と新占領条例が決定をみ、ドイツ側に手交されるとともに、5月8日、憲法としてのドイツ連邦共和国基本法と選挙法の制定、8月14日の連邦議会選挙をふまえて9月7日に西ドイツは成立する。そして他方で1ヵ月後の10月10日、東側に東ドイツ民主共和国が建国されることになったのであった。

こうして敗戦ドイツは、分割された一方を反共の前衛とした悲劇的な民族分断の上に、ドイツ再統一の危険性を根本的に内包した東・西両ドイツとして建国されることになる。

2. 対日占領政策の転換

民族解放の植民地からの独立が相次いだアジア情勢の激動と冷戦の進行のなかで、アメリカの戦後アジア構想を破綻に導いた中国革命の進展と朝鮮半島の南北分断への動きは、対独処理政策の転換とほぼパラレルな形で、日本の初期占領政策の早急な転換を促迫せしめるものとなった。

日本の戦後危機は、経済危機の進行と反政府闘争の高揚としてますますすんだ。すなわち、それまでの領土・勢力圏、資源を喪失し、戦争によって多大な直接間接の被害を蒙った日本経済は、敗戦を契機に一挙に崩壊した。戦災による生産施設の破壊と原料の不足によって、鉱工業生産は、46年の春まで35－37年平均のほぼ10分の1に縮小し、臨時軍事費や軍需補償金などの放出による破局的な戦後インフレの昂進とともに、復員・海外引揚げによる人口の急増と深刻な食糧不足が相乗して国民の生活は窮屈の極に達した。そして45年秋から46年前半にかけては、いわゆる生産管理闘争や食糧メーカー・デモによって民衆・労働運動が高揚し、46年後半においても、なお深刻の度を加える経済危機を背景にして、労働攻勢は47年の2・1スト streikへ向けてさらに大きくすすむことになった。

日本の占領改革のうち、賠償規模の縮小と集中排除政策の緩和を軸としつつ、47年後半から48年末の時期をピークにすすんだ対日政策の転換は、46年後半頃からその徵候を見せることになった。

すなわち、賠償緩和の動きは、46年5月に「共産主義を歓迎せず」とした対日理事会米代表アチソンの声明とマッカーサー元帥（連合国最高司令官SCAP）による5月の宮城前食糧デモに対する警告声明が行われたのち、マッカーサーからワシントンへ、日本の「非軍事化」を徹底するものとした最初のボーレー賠償使節団による中間賠償規模の緩和、ないし最終規定としての確定による日本の生産の復興を要請する形でます生じた。

46年5月は、ドイツ占領米軍政府による対独賠償撤去の一時中断声明や、パリ4国外相会議における米国務長官バーンズのドイツ問題関連提案によってアメリカの対独占領政策が転換の徵候を見せ、また前述のごとくソ連軍の満州撤退や朝鮮半島の南北分断の動きが進行しつつあった時期であるが、ともあれワシントンは、これを受けてすべてに各業界の1,002工場を指定していた賠償用産業能力の30%の中間取立指令を発出した。そして日本政府による経済危機突破対策として傾斜生産方式と復興金融金庫融資が開発された47年1月、のちに工業生産許容基準の引上げと現行賠償計画の中止および新

計画の樹立などを勧告することになる第一次ストライク調査団を東京へ派遣した。

さらに米陸軍省は第二次ストライク調査団を再度東京へ派遣し、重要産業施設の撤去の解除と「冷戦の論理」による日本の工業的自立の促進をうたつた勧告・報告を48年3月に公表し、前回以上の賠償規模の縮小の方向を定めた。

この勧告は、当初のボーレー使節団が日本の設備能力の撤去によってアジア近隣諸国の工業化に寄与せしめようとしたのに対し、必要設備の残置による日本経済の復興とそれを軸とするアジアの「平和と繁栄」に対する役割を対置したものにはかならなかった。すでに47年3月、トルーマン・ドクトリンが明らかにされ、5月にマーシャル・プランの提唱が行われて米ソ冷戦が本格化するとともに、同じ5月には日本をヨーロッパのドイツとともに極東の「工場」として復興せしめるものとした、アスチン米国務次官によるトルーマン大統領を代行する“クリープランド演説”が行われた。そして7月には、米下院外務委員会報告でアメリカの対外援助の実効化のために日・独賠償の打切りに加えて、両国的新工業水準の設定と輸出余剰の「欧州と東洋の再建」への充当が主張されるにいたった。

47年6月、SCAPは日本に制限付貿易の再開、8月に対日借款5億ドルの供与を許可し、来日したロイヤル米陸軍長官は、対日占領政策の転換点といわれた日本の極東の「防壁化」構想と日本経済の復興への方針転換を声明し、公然化した。いまや日本の占領政策は、一方のドイツとともに、明白にアメリカの主導する冷戦政策のなかで転換されることになったのであった。

48年3月に来日したドレーパー使節団のジョンストン報告が5月に発表され、賠償規模は第二次ストライク報告で残された旧軍用施設の撤去範囲を、さらに3分の1に縮小するものとされた。均衡財政の確立や為替ルートの設定、集中排除政策の緩和などの具体的勧告を盛り込んだ同報告は、同年末の経済安定九原則と翌49年のドッジ改革・ドッジラインへ再現され、日本經濟復興の阻害要因としてあった賠償はこれによってほぼ取り払われ、49年5月の極東委員会におけるマッコイ声明によってアメリカ自身の対日賠償請求

は中止された。そしてのちのサンフランシスコ講和会議において、対日賠償関係国のうち請求国は、フィリピン・インドネシア・南ベトナム・ビルマの4カ国を残すのみとなり、それもその後はほぼ日本のこれら諸国への経済協力の形をとつて終わった。

一方、47年7月にSCAPの内示を受け、12月に成立した過度経済力集中排除法による独占禁止法をともなった集排政策は、SCAPによる推進の継続によって、若干前述したように金融機関を除く大企業をすべて網羅した325社が48年2月までにその指定を受けた。しかし、4月のマッカーサー覚書による講和、さらに5月に来日した集中排除審査委員会による9月以降の指令撤回または解除によって、最終的に指定企業は18社にすぎなくなり、このうち財閥系持株会社として指定を受けた9社を除いて企業分割が実施されたのは11社にとどまった。

以上に対して、48年12月のSCAPによる上述した経済安定九原則の提示と翌49年のいわゆるドッジ・プランの実施が、対日政策転換の頂点をなすことになった。すなわち、「総合予算の真の均衡」や金融の引締め、賃金の安定、物価統制の強化などから能率向上にまでいたる九原則は、日本における放漫財政と援助資金に対する依存体質の清算と同時に戦後インフレを収束し、単一為替レートの設定によって日本経済の安定・自立化と世界市場への編入の促進をねらいしたものであり、これを49年度の「超均衡予算」と財政金融政策として実施に移したものがドッジ・プランにほかならなかつた。西独通貨改革を手掛けたのち、49年2月に来日したドッジによるこのプランは、デフレ効果によって日本経済に大量の企業倒産と失業をもたらし、それまでの日本経済の「体質」に対する「合理化」と改善を一举に迫るものとなつた。だがいざれにせよこれによって日本は、1ドル=360円の単一為替ルートの設定（49年4月23日）によってIMF体制と世界市場へ新たに復帰するとともに、つづく対日講和・日米安保体制の成立をもって戦後アジアにおける資本主義世界の安定の「防壁」たる役割を、ここに担うことになったのである。

B. 冷戦構造の形成

a. アメリカの世界戦略と東西冷戦

東西の対立と冷戦の本格化のもとで、トルーマン・ドクトリンを契機に急速に形成されたアメリカの世界戦略は、イギリスに代わってヨーロッパ、西側世界に霸権を確立し、その再編を主導すると同時に、他方のソ連をはじめ東側世界に対しては、「社会主義・共産主義」の浸透と拡大を防止する「封じ込め」(Containment) 政策を根幹として展開されることとなった。

アメリカの世界戦略は、機能的には冷戦・軍事戦略として展開され、G・F・ケナン（47年、アメリカ国務省政策企画本部長）の構想を基礎としたものといわれる封じ込め政策は、世界最大の地上兵力を保有するソ連の「膨張傾向」に対して長期的、確固たる政治的・軍事的・経済的封じ込めと、それにもとづく東側世界の「内部崩壊」の可能性を期待する、したものであった。東側世界では、国際的には戦間期の対ソ「防疫線」・「緩衝地帯」としてあつた東欧諸国は、ソ連・スターリン書記長によって一転してソ連安全保障地帯として位置づけられるにいたったともいわれ、また中国は自力で解放されたという相異もあったが、いずれにせよ帝国主義的利害の要請に加えて、アメリカ国内はもとより、西側各国に生み出された反ソ反共主義を一身に体現する形となったアメリカにとって、その存在は容易には許容し難いものとなつたのであった。

しかしながら、こうしたアメリカの冷戦・軍事戦略の展開は、国内外にわたって巨大な軍需市場を創出し、海外派兵・駐留、対外軍事援助、その他を通じる海外へのドルの流出・撒布を増大せしめる一方、アメリカに対して冷戦ないし「安全保障」コストの多大な負担を強制するとともに、一部では「多国籍企業」化するいわゆる「軍産複合体」(Military-Industrial Complex) の形成と肥大化を通じて産業・経済の軍事化を促進し、ひいてはアメリカの経済力の相対的後退を促す一因ともなった。

40年代後半の冷戦初期のトルーマン政権（45－51年）は、封じ込めの課題を政治的・軍事的には冷戦の軍事機構の確立に求め、地域的にはこれを西ヨーロッパから始め、ついでアジア太平洋地域、そして東南アジア、中東地域へと進めた。既述のように、西ヨーロッパではチャーチル元英首相のヨーロッパ経済「統合」論（独仏提携論、46年9月）を受け、マーシャル・プランを通じて経済的「統合」を果たすとともに、軍事的には、英仏ダンケルク条約（47年1月）、さらにチェコ2月政変（48年2月、社会主義政権成立）直後の英仏ベネルックス5カ国西欧連合条約（ブリュッセル条約、48年3月）を基礎に西欧側からすれば対ソ防衛のアメリカの軍事力を引き入れた形の北大西洋条約機構の確立（NATO、49年4月）と、これに西ドイツの再軍備・加入（55年、パリ協定発効）をもってアメリカの「核抑止力」を中心とした軍事力の「統合」を果し、東側に対峙することとなった。そしてこれに対抗してソ連・東欧社会主义諸国の中には、集団安全保障機構としてワルシャワ条約機構（WTO, Warsaw Treaty Organization, 55年5月）が結成される。

他方、民族解放の進むアジア、アフリカなどの後進地域に対しては、アメリカは資源確保の要請もあって、まず英仏勢力圏の東南アジア、中東地域を主たる対象に「未開発地域開発計画」（ポイント・フォア計画、49年1月）をとおして後進国对外援助を開始する。そして朝鮮戦争に先立って米韓相互防衛援助協定（50年1月）、米・フィリピン相互防衛条約（51年8月）、さらに米・オーストラリア・ニュージーランド3国との太平洋安全保障条約（アンザス条約、同年9月）を締結したのち、アメリカは朝鮮戦争下に対日講和条約とともに日米安全保障条約を締結し、これをもってアジア太平洋地域の冷戦機構を確立する（なお、朝鮮休戦協定成立後の53年8月、韓国とは新たに米韓相互防衛条約を調印）。アメリカ側からすれば、日本にも在日米軍として軍事力を配置し終えたことになった。

そして残された東南アジア、中東地域に関しては、第1次インドシナ（ベトナム）戦争終結後、トルーマン政権に次ぐアイゼンハウラー政権（52－60年）の手によって東南アジア条約機構（SEATO、54年9月）が、また米台相互

防衛条約（同年12月）がそれぞれ結成、調印され、中東地域では中ソ両国を包囲する中東条約（バグダット条約）機構（METO、55年11月）が成立した。こうして50年代半ばまでには、地域的集団ないし2国間安全保障方式の各種の諸条約・機構の成立と同盟関係をとおして、ヨーロッパ主要部の西ドイツ、イギリスや東アジアの日本をはじめ、東南アジア、中東地域、さらに北米大陸を含めた地球大の、一連の円環状の軍事基地網が構築された。そして、これによって封じ込めの基本的な冷戦の軍事機構が完成をみることとなったのである。

しかし同時に、この冷戦・軍事機構は、国際情勢の変化を反映して戦略上、軍事手段・技術別、地域別に重要な変化を含みつつ完成されたものであった。すなわち、衝撃的なソ連の原爆保有の公表（49年9月）につづく中華人民共和国の成立、さらに冷戦下に「熱戦」となった朝鮮戦争の勃発と米軍介入の失敗は、米ソの水爆の開発競走を促がして米ソの対立を、米ソ核超大国の対立へと転化せしめる一方、冷戦の焦点をヨーロッパからアジアへ、次いで民族解放の進む英仏勢力圏のインドシナ半島、さらに中東地域などのいわゆる第3世界へ移すこととなった。

こうした情勢変化は、当然、アメリカに外交・軍事政策の再検討を迫るものであったが、アメリカの新戦略は、ソ連の原爆開発後の国家安全保障会議NSC-68文書を経て、アイゼンハワー政権の「巻き返し」・「大量報復」政策、「ニュー・ルック」戦略として定式化される。対ソ強硬政策と朝鮮戦争休戦の早期実現、また軍備拡大と財政緊縮という、諸種の困難な課題をかかえた新政権の戦略は、ヨーロッパへの核配備と西ドイツ、日本の再軍備の促進、全面・局地両戦争での戦略・戦域核兵器の使用、また地域的にはヨーロッパ「統合」の推進に加えてアジア地域を重視し、ヨーロッパとアジアでの東側世界に対する全面的、積極的な介入と巻き返しを内容としたものであった。

こうしたなかで、上述の冷戦・軍事機構は完成をみることになったが、しかしこの新戦略は、50年代後半にはさらに新たな国際情勢のもとに結局、

破綻を余儀なくされることになる。

アメリカは、インドシナ休戦・ジュネーブ協定締結後の、中国の主導した非同盟・中立運動の高揚にも妨げられて、ベトナムへの本格的介入の機会を逸するとともに、ハンガリー「動乱」には介入を逡巡する。そして石油資源地帯でもある中東地域については、スエズ戦争後の英仏両軍の撤退（56年12月）を受けてアイゼンハウバー・ドクトリン（57年1月、中東・北アフリカでの「侵略の脅威」に対する全面的介入、中東諸国への経済援助供与、英仏に代わるアメリカの独占的地位の確立などを内容とした「中東特別教書」）を確立したものの、この地域にアラブとイスラエル、米英仏とソ連の影響力の交錯によって、新たな危機を呼び起こす因子を形成する結果に終わった。

またスターリン・ソ連首相死去（53年3月）後の、フルシチョフ第1書記などによる「平和共存」・「経済競争」の提唱や、スターリン批判の開始（56年2月、ソ連共産党第20回大会）と相まったソ連の急速な核兵器の開発は、アメリカによる封じ込めの重心をしだいに対ソ包囲から対中包囲へ移行せしめるとともに、アメリカの核戦力の優位を打ち崩し、逆にアメリカに先行する「ミサイル・ギャップ」を生ぜしめることとなって、アメリカの核の大量報復力は失われた。ソ連の核戦力の発展は、核搭載の長距離戦略爆撃機やIRBM（中距離弾道ミサイル）の開発につづき、57年の世界最初のICBM（大陸間弾道ミサイル）の実験成功（8月）、人工衛星第1号スプートニクの打上げ（10月）など、核兵器運搬手段の開発を特徴としていた。しかしいずれにせよ、これ以後の米ソ両国の中には、いわゆる「相互抑制」の情勢が生じ、相互に使用不能となった核兵器はたんに威嚇手段と化すにいたったものの、その所在のゆえに「恐怖の均衡」・「軍事的パリティー」と核の優位に固執する米ソ双方は、軍事技術の変遷とともにスクランブル・アンド・ビルトの核軍拡と開発にしのぎを削らざるをえないこととなった。

こうしたニュー・ルック戦略の破綻のなかで、50年代末にいたる国際情勢には新たな事態が生じた。西側世界におけるEEC（57年3月）、EFTA（59年1月）の結成、西ドイツ、日本の驚異的な「高度経済成長」、アメリカのド

ル防衛政策の展開などに対し、東側世界ではキャンプ・デービッド米ソ首脳会談によるいわゆる「雪解け」現象とそれをめぐる中ソの対立の表面化、また非同盟・中立運動における中国、インド間の亀裂（59年8月、中印国境をめぐり中印両軍の軍事衝突）、さらに東南アジア、中東、アフリカなど第3世界での民族解放闘争の高揚とキューバ革命の勝利などがみられることになった。

b. 東西対立の経済機構

アメリカの主導する以上のような東西対立の政治的、軍事的側面に対し、経済的側面はどうであったろうか。ここでは上述の過程に対応する東西間の経済関係に重点を置き、これを概観してみよう。

1. 禁輸体制の形成

アメリカの対ソ・東側通商政策は当然、戦略的禁輸政策を根幹とした。すなわち、ソ連・東欧諸国を経済的に封鎖し、その「軍事力、経済力」の増大を抑止するとともに、他方でアメリカの強力な主導のもとに西側世界の「安全を保障」しようとするものにほかならなかった。しかしアメリカは、こうした戦略性のゆえに、「東西経済関係」としての東方市場への回復・進出に関しては結局、当初はイギリスに、のちに西ドイツ、日本に立ち遅れざるえないこととなる。

世界市場への依存を不可避とする一方、禁輸・封鎖の対象となった社会主義圏の形成は、既述のごとく、ヨーロッパの東西分裂を決定づけたマーシャル・プランをめぐる英仏およびソ連のパリ・3国外相会談（47年6月～7月）の決裂を契機にして急速に進んだ。外相会談決裂後、英仏はただちに西欧16カ国（東欧8カ国不参加）のみのヨーロッパ復興会議を開き、ヨーロッパ経済協力委員会（CEEC）を設置するとともに、援助資金の「条件つき援助」部分に関して同年10月、「ヨーロッパ内支払・相殺協定」（Inter European Payment and Compensation、なお、マーシャル援助終了後の50年9月、「ヨーロッパ決済同盟」EPU: European Payment Unionとなる）を締結し、翌48年4月にはマーシャル・プラン受入機関としてヨーロッパ経済協力機構（OEEC、60年より経済

協力開発機構OECDとなる)を設置する。

そしてこれに対して、ソ連は「プロレタリア国際主義」をかかげて東欧諸国との政治的、軍事的結束の強化に乗り出し、コミニフォルム(共産党・労働者党情報局: Communist Information Bureau、47年9月、ソ連・東欧6カ国およびフランス・イタリア両共産党代表を加えて結成、56年4月、各国共産党の自主性尊重のためとして解散)を設置する一方、ソ連の第4次「復興5カ年計画」に東欧復興計画を組み入れたいわゆるモロトフ・プラン(モロトフ・ソ連外相の名を採ったジャーナリズムによる総称)を展開するにいたった。モロトフ・プランは、ソ連と東欧諸国、および東欧諸国相互間の20カ年友好協力相互援助条約の締結(それまでのソ連とチェcosロバキア、ユーゴスラビア、ポーランド3国およびこれら東欧3国相互間の条約に加え、47年1月から48年7月までに新たにブルガリア、ハンガリー、アルバニア、ルーマニア、フィンランド各國と各国相互間に14の個別条約を締結)をもって放射状、網の目状のネット・ワークを形成することになり、49年1月には西側のOEECに対抗する政治・経済的同盟として経済相互援助会議(コメコン: The Council for Mutual Economic Assistance、当初のメンバーは、ポーランド、チェcosロバキア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、ソ連の6カ国、アルバニア、東ドイツは直後に加盟、56年ユーゴスラビア、中国がオブザーバーとして加入、62年モンゴル、72年キューバ、78年ベトナムが加盟)が設置された。

こうした資本主義圏と社会主义圏の対立構造のなかで、アメリカはヨーロッパの東西分裂の直後より、国内的、国際的に「共産圏」を対象とした「戦略的品目」の禁輸体制の構築へ向かった。すなわち、国内的には、国家安全保障会議(NSC)の決定を受けて48年3月に「冷戦型」の新たな輸出統制方式(対象地域を「カントリー・グループ別」に分類して全ヨーロッパをグループRとし、当地向け全輸出にライセンスを必要とする)――R方式を実施に移すとともに、マーシャル援助に関する48年経済協力法には、被援助国(西欧諸国)による共産圏への援助物資の再輸出を禁ずる第117(D)条・「マント修正」を付加し、翌49年には「輸出統制法」を成立せしめることになった。

輸出統制法は、R方式を盛り込み、(1)国内物資の不足とインフレ、(2)アメリカの外交政策、(3)安全保障、のそれぞれの基準からの統制を目的とし、統制の対象として物資やテクニカル・ターム、また適用範囲として「金融、運輸、輸出業務、人的関与」にまで及ぶことを特色としていた（加藤洋子『アメリカの世界戦略とココム』有信堂、1992年）。

他方、こうした国内統制措置と並行してアメリカは、イギリスをはじめ西欧諸国からの「戦略物資」とみなす品目の流出の防止と対共産圏輸出統制のため、49年1月以降、西欧諸国と本格的交渉に入ることとなった。歴史的に東欧諸国と貿易依存度の高い西欧諸国との交渉は、当初、禁輸品目リストをめぐって難航した。しかし、ソ連の原爆開発（7月）の衝撃や中華人民共和国の成立（10月）、またアメリカの「相互防衛援助法」の成立（10月）とNATO・西欧諸国向け軍事援助の増大などを背景として、交渉は急速に進展した。翌50年1月、非公式の国際禁輸機関としてパリに本部を置くNATO12カ国が加盟（のちに日本、ギリシャ、トルコ、西独、オーストラリアが加盟）した「対共産圏輸出統制委員会」（Consultative Group）と、その下部組織の「ココム」（COCOM: Coordinating Committee for the Export Control Communist Area）が成立をみた。

ココムの禁輸リストは、(1)全面禁輸（国際リストI・260品目）、(2)量的統制（国際リストII・90品目）、(3)監視規制（国際リストIII・100品目）の3種に分類され、対象品目は450品目にのぼった。加盟各国は、これをもって自国の輸出統制措置に向かうことになったが、この間、对中国統制を強化してきたアメリカは、朝鮮戦争勃発後の51年10月、ココム違反国に対する援助停止を規定した「相互防衛援助統制法」（Mutual Defence Assistance Control Act of 1951、通称「バトル法」、79年に「輸出管理法」へ吸収）を成立させる一方、52年9月には復興なった日本のココム加盟と同時に、ココムのアジア版としてヨーロッパの共産圏諸国向けよりも、より厳格な中国、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）に対する全面的禁輸リストを作成し、「チンコム」（CHINCOM: China Committee）を設置する。

戦後当初の復興期には、ソ連・東欧諸国と西側諸国との輸出・輸入量は、カーネギー国際平和財団の調査によれば、46年には戦時下以来のアメリカの武器援助や「アンラ」(UNRRA) 援助、さらに民間救済物資などの受取りを含めてほぼ戦前水準(38年)を回復していたといわれ、また47年からは、伝統的な東・西ヨーロッパ貿易も次第に回復に向かっていたとされる。しかし、冷戦の激化や朝鮮戦争下に進んだ上述の禁輸機構の形成によって減退を重ねた東西間の貿易は、51～52年には最低の水準に落ち込むこととなった。しかしながら、こうした閉塞状況にあった東西貿易も、53年のスターリン・ソ連首相の死去(3月)、朝鮮戦争休戦協定の締結(7月)、また54年のインドシナ休戦協定の成立(7月)などを背景とした緊張の相対的緩和の気運の到来とともに、漸次、回復の基調を迎えることになる。

2. 禁輸の弛緩と緩和

東・西両欧間の貿易促進に関しては、ヨーロッパの東西分裂以降、東方市場の回復を意図するイギリスの主導によってすでに早い段階から国連欧州経済委員会(48年9月)で取り上げられてきたのであったが、アメリカのバトル法の成立にいたる禁輸措置の強化のなかで具体的成果をみることなく終わった。

回復の転機となったのは世界の約50カ国、500人の民間代表が参加したモスクワ国際経済会議(52年4月)や、国連欧州経済委員会(グンナー・ミュルダール事務総長)における東西貿易専門家会議(53年4月)の討議などを経たのち、拡大のための英ソ共同決議案が可決された54年3月の国連欧州経済会議総会であった。と同時に同年8月、第1回のココム制限の緩和措置(禁輸リストの改訂)が行われる。東・西貿易の拡大交渉を促してきたのは、戦後復興をとげた西ヨーロッパ諸国側の場合、一般的には(1)世界的な朝鮮戦争を契機とする軍拡ブームの終息と輸出市場の狭隘化、(2)アメリカの経済援助の削減と対米依存からの脱却(東側市場進出)の必要性、(3)東側経済の「アウタルキー」的発展と戦略的禁輸政策の不毛性、(4)朝鮮戦争休戦に伴う緊張緩和気運の到来などを背景要因としていた。なお禁輸の緩和措置につい

ては、ココムの例外措置を取って53年以降増大した対中国貿易についてアメリカを除く西側諸国から統制の緩和が求められていたが、この場合も57年にイギリスがチンコム・禁輸リストの大幅削減を単独で宣言し、日本、西独など主要加盟国がこれに追随し、チンコム・禁輸リスト品目数は上述の第1回ココム改訂リスト品目と同数となって、チンコムは事実上ここに消滅した（チンコムは形式的には、のちのキッシンジャー米大統領補佐官の極秘訪中の行わられた71年まで存続する）。また58年8月には、第2回のココム・禁輸リストの改訂が行われ、以後、軍事・民生上の技術革新の変遷とともに、改訂会議はしばしば開催されることになる。

他方、ソ連・東側諸国の側では、何よりも「社会主義的工業化」、「重工業化」のための基礎資材を必要とした。東ドイツ、チェcosロバキアを除き、概して農業国的性格の強かった東欧諸国は、戦後の復興計画を比較的短期（2～3年）に終え、49～51年にかけて（49年ブルガリア、チェcosロバキア、50年ポーランド、ハンガリー、51年アルバニア、東ドイツ、ルーマニア）、また中国では53年からそれぞれに濃淡の差はあれ、ソ連・スターリン型モデルを基本とした第1次「5カ年計画」へ移行した。この全面的工業化の過程には、膨大な原燃料・機械・設備・技術などが必要とされたが、西側諸国による禁輸措置のためもあって、ソ連による援助を中心にして行われざるをえなかつた。もっとも、ソ連との協定によるコメコン内の貿易は、当初、ソ連側の恣意的な価格設定によってかなり収奪的なものであったともいわれるが、工業生産は軍備拡張需要ともあいまっていちじるしく増大する一方、社会主义圏内各国相互の貿易依存度は、52年には各國ともほぼ70～100%に達することとなつた（経済企画庁編『戦後経済史（世界経済）』396頁）。しかし、この場合でもなお、東側諸国は西側先進諸国の生産財を必要とした。他方、50年代半ばからは、東西経済援助競争とも呼ばれたソ連からのインド、ビルマ（ミャンマー）、アフガニスタン、インドネシア、エジプトなど非同盟中立諸国への経済援助が開始される。いずれにせよこの結果、東西間の貿易は国連統計資料によれば、53年に対して59年には、28億ドルから約70億ドルへと

2.5倍へ拡大することとなった。

こうした東西貿易は、60年代へ入ると東西両側の諸事情を反映してより一層増大することになり、後半には西ヨーロッパ諸国からの長期クレジットの供与が相次いで行われるとともに、西ドイツが、それまで最大の東西貿易国の地位にあったイギリスを追い抜き、それに取って代わったことなどを特徴とすることになる。

参考文献

日本国際問題研究所編『ドイツ・ベルリン問題の研究』日本国際問題研究所,
1963年.

Alfred Grosser, Deutschlandbilanz Geschichte Deutschlands seit 1945, München. 1977., 『ド
イツ総決算—1945年以降のドイツ現代史』(山本・三島・相良・鈴木訳), 社会
思想社, 1981年.

楫西光速・加藤俊彦・大島清・大内力『日本資本主義の没落Ⅳ』東京大学出版会,
1967年.

大内兵衛・向坂逸郎監修『大系国家独占資本主義・第5巻—日本の国家独占資本主
義（下巻）』河出書房新社, 1971年.

東京大学社会科学研究所編『戦後改革2 国際環境』東京大学出版会, 1974年.

歴史学研究会編『アジア現代史3』青木書店, 1981年.

日本国際政治学会編『「冷戦」—その虚構と実像』有斐閣, 1975年.

永井陽之助『冷戦の起源』中央公論社, 1978年.

大内兵衛・向坂逸郎監修『大系国家独占資本主義・第2巻—現代の世界経済と国際
関係』河出書房新社, 1971年.

江口朴郎ほか『岩波講座 現代6 冷戦—政治的考察』岩波書店, 1963年.

United States Relations with China, Department of States Publication, 3573, 1949., 朝日新
聞社訳『中国白書』朝日新聞社, 1949年.

Fleming, D.F., The Cold War and its Origin (1917-1960), George Allen & Unwin Ltd.,
London, 1961., 小幡操訳, フレミング『現代国際政治史』(I), (II), (III),

(IV), 岩波書店, 1966－1967年.

François Fejtö, *Histoire des Democrates Populaires L'ère de Staline, 1945-1952, 1972.*,

熊田亨訳, F. フェイト『スターリン時代の東欧』岩波書店, 1979年.

柳沢英二郎『戦後国際政治史』(I), (II), 現代ジャーナリズム出版会, 1974年.

岡倉古志郎・唐沢敬『アメリカの世界戦略』新日本出版社, 1979年.

阪本正弘『パックス・アメリカーナの国際システム』有斐閣, 1986年.

加藤洋子『アメリカの世界戦略とココム』草思社, 1988年.

中江剛毅『東西貿易』教育社, 1978年.